（５）各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

資料３

**１．都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月12日発出）**

（１）基本的考え方

　保護者のないこども又は保護者に監護させることが不適当であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要である者の数（以下「代替養育を必要とするこども数」という。）を見込むこと。

（２）計画策定にあたっての主な留意事項

　現行計画における代替養育を必要とするこども数の見込みについて、参考の記載も踏まえながら、時点修正すること。なお、年齢区分別（３歳未満、３歳以上の就学前、学童期以降）ごとに算出すること。

**＜参考：代替養育を必要とするこども数の見込みの推計方法の例＞**

こどもの人口（推計・各歳ごと）※１ × 代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。）※２ ＝ 代替養育を必要とするこども数

※１：国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計は各都道府県での実態に即した人口推計

※２：「代替養育が必要となる割合」を算出する際に有用と考えられるデータ

（ア）現在、代替養育が必要なこども数の算出に有用と考えられるデータ

ａ．現に里親等委託又は入所措置されているこども数のこどもの人口に占める割合（福祉行政報告例、社会福祉施設等調査）

（イ）潜在的需要の算出に有用と考えられるデータ

ｂ．「新規に里親等委託又は入所措置されたこども数」の過去○年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）

（３）必要的記載事項

留意事項を踏まえて、計画期間における年度ごとの代替養育を必要とするこども数（３歳未満、３歳以上の就学前、学童期以降）の見込みを記載すること。

**２．府の現状と取組方針**

（取組方針）

☞現行計画と同じ手法により代替養育を必要とするこども数の見込みを算出する。

　ⅰ）過去６年間（平成２８年度～令和３年度）の全国児童人口と大阪府児童人口を回帰分析して算出した係数をもとに、国立社会保障・人口問題研究所の全国の児童人口の将来推計（高位推計）から大阪府の児童人口の将来推計を算出

　・その上で、過去２３年間（平成１１年度～令和３年度）の大阪府児童人口と大阪府の要保護児童数の回帰分析により算出される係数を算出、上記ⅰ）の府児童人口の将来推計にかけあわせることで、要保護児童数の見込み数を算出。

代替養育を必要とする子どもの見込み

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 現状 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| ０～２歳 | 104 | 103 | 102 | 102 | 101 | 101 |
| ３～５歳 | 193 | 190 | 189 | 188 | 188 | 187 |
| ６～１７歳 | 1,297 | 1,283 | 1,276 | 1,269 | 1,263 | 1,258 |
| 合計 | 1,594 | 1,576 | 1,567 | 1,559 | 1,552 | 1,546 |

※R1～R4年度の実績については、前回審議会にてご審議済み（適合率概ね90％以上）